

教科書・学習書給与制度について

>> 教科書・学習書給与制度とは

働きながら学ぶ生徒のために教科書・学習書を無償で給与する制度です。

教科書・学習書を購入した後、有朋高校に申請し、認定された場合には給与対象の教科書や学習書の購入代金が還付されます。

>> 要件と提出書類

次の①～④の条件を全て満たすことが必要です。

- ① 保護者（または本人）が「高校生等奨学給付金」の受給資格がない。
- ② 今年度、2つ以上の教科・科目を履修し、そのために教科書等を購入している。
- ③ 今年の入学生である。または入学2年目は14単位以上、入学3年目以降は28単位以上を修得済みである。
- ④ 生徒本人が、次の1～4の条件のどれかにあてはまる。

1 理由ア「定職に就いている」の場合

(1) 定職に就いていることが確認できる書類

(例) 在職証明書、雇用契約書の写し、健康保険証の写し、雇用(事業)主の証明書など

(2) 自営業等に従事する場合は、第三者の証明した書類（※家族・親族の証明は不可）

(例) 農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、民生委員の証明する書類など

2 理由イ「パート、アルバイトに就いている」の場合

(1) パート、アルバイトに就いており、今年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に年間90日以上勤務する見込みであることが確認できる書類

(例) 在職証明書、雇用契約書の写し、雇用(事業)主の証明書など

(2) 上記(1)の証明書等をやむを得ない理由により提出できない場合は前年度、パート、アルバイトで、年間90日以上勤務したことが確認できる書類に代えることができる。

(例) 在職証明書、雇用(事業)主の証明書、日数の記載のある給与明細の写し、タイムカード等の勤務日数のわかるものの写しなど

3 理由ウ「求職中である」の場合

(1) 入学1年目…求職中であることが確認できる書類

(例) ・職業安定所（ハローワーク）の求職受付票の写しなど
・求職活動に関する申立書

(2) 入学してから2年以上

…①雇用保険を受給していることが確認できる書類

(例) 雇用保険受給資格証の写し

②雇用保険を受給していない場合は、前年度に、定職に就いていたこと、又はパート、アルバイトで、年間90日以上勤務したことが確認できる書類

(例) ・証明書等～在職証明書、雇用(事業)主の証明書、日数の記載のある給与明細の写し、タイムカード等の勤務日数のわかるものの写しなど
・勤務実績に関する申立書

4 理由エ「その他、職に就く意思はあるが、

やむを得ない理由があり、職に就くことができない」の場合

①疾病等・心身障害	(例) 医師の診断書・証明書、疾病証明書、障害者手帳の写し、市町村等公的機関（教育相談員等）・施設の長の証明など
②り災	(例) り災証明書（市町村等公的機関の証明）
③家族看護等	(例) 家族に関する医師の診断書・証明書、疾病証明書、障害者手帳の写し、民生委員・町内会長の証明など
④やむを得ない理由があり、就職が困難な状況にあることが確認できる書類	(例) ・職業安定所（ハローワーク）の求職受付票の写しなど ・求職活動に関する申立書